

保 全 異 議 申 立 書

平成28年12月18日

横浜地方裁判所相模原支部保全係 御中

債 務 者 宮 部 龍 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

- 1 債権者と債務者間の横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第19号不動産仮差押命令申立事件について、同裁判所が平成28年4月8日にした仮差押決定を取り消す。
- 2 債権者の上記仮差押命令の申立てを却下する。
- 3 申立費用は債権者の負担とする。
との裁判を求める。

申立の理由

第1 被保全権利の不存在

仮差押決定書別件債権目録にある「損害金300万円」について、その算定根拠、内訳が全く疎明されておらず、債権者が損害を受けた事実がない。

本件仮差押処分は、債務者の違法行為により債権者に損害が生じたという事実が存在しないにも関わらず、「自称部落出身者に逆らって却下すると怖い」「債務者を黙らせないと自称部落出身者が騒乱を起こすかもしれない」といった偏見と差別意識によって、債務者に対して懲罰的になされ、憲法第21条第1項、憲法31

条に反するものである。

第2 追加の主張

不動産仮差押命令申立の送達を受けてから、追って主張する。

以上